

平成22年12月2日

地域公共交通活性化・再生総合事業活用法定協議会事務局 御中

近畿運輸局企画観光部交通企画課長

平成22年度 地域公共交通活性化・再生総合事業に係る自己評価について

平素より近畿運輸局の交通行政の推進に関しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域公共交通活性化・再生総合事業（以下「総合事業」という。）につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会（以下「法定協議会」という。）が総合事業を行うに当たり、地域における主体的な取組及び創意工夫がより効果的・効率的に推進されることを目的として、地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領（平成20年2月29日国統計第101号。以下「実施要領」という。）5.（1）及び（2）において、法定協議会において自己評価を行うとともに、地方運輸局においては二次評価を行うこととされております。

つきましては、今年度の事業実施状況及び昨年度の二次評価項目の実施状況について、ご確認のうえ、自己評価を行っていただき、当局あて報告していただくとともに、公表していただく必要があります。報告にあたりましては、事業の評価項目について、事後評価記載様式に記載いただくとともに、別添4又は別添5の「取組・概要ポンチ絵様式」を作成いただき、あわせて提出いただきますようお願ひいたします。

また、二次評価の実施にあたり、これをより客観的に行う観点から、実施要領5.（3）において、第三者評価委員会を設置することとされていることから、『近畿運輸局「地域公共交通活性化・再生総合事業」第三者評価委員会』（以下「第三者評価委員会」という。）を設置しており、各法定協議会の取組について、より良いものとしていくためのアドバイス、ご意見等を頂くため、平成23年2月中旬頃に開催を予定しております。各法定協議会におかれましては、第三者評価委員会において、必要に応じて、ご説明をお願いしたいと存じますので、万障お繰り合わせのうえ、ご出席いただきまますよう、お願ひいたします。

提出期限：平成23年1月21日（金）

提出書類：事後評価様式

取組・評価概要ポンチ絵様式

参考資料（必要に応じ）※A4サイズ2~3枚まで

※ 本事務連絡の添付書類

地域公共交通活性化・再生総合事業に関する事後評価の実施について

地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価のガイドライン

取組・評価概要ポンチ絵様式

連携計画・総合事業計画の流れと評価実施の位置づけ

